

令和2年

1月農業委員会総会議事録

■日 時	2020年（令和2年）1月14日（火） 14：30～14：44	反訳：株式会社
■場 所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者	[農業委員] 計（11名） （敬称略） 1 西辻 達佳 2 井阪 正明 3 4 5 （議席順） 6 小林 修 7 横田 武 8 久保 安治 9 福本 敏行 10 飯阪 保 11 辻畑 忠紹 12 辻井 正昭 13 辻林 孝幸 14 友田 博文 [欠席委員] 計（3名） 3 大谷 康之 4 山千代重榮 5 高橋 一隆 [事務局] 計（4名） 濱田 和宏 西川 秀士 谷上 昇 丸鳩 清乃	
■提出資料	議案書	
■議案	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について 報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について 報告第4号 農地法第52条の規定による賃借料の状況提供について 報告第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認の訂正について	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから令和2年1月の委員会総会を開催いたします。 開会に当たりまして、井阪会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>それでは、本日の出席者数の報告を事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局の西川でございます。</p> <p>本日の委員会に出席されております委員は11名でございます。 欠席の旨、連絡のありました委員は、3番大谷委員、4番山千代副会長、5番高橋委員でございます。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、井阪会長、議事進行、よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>本日の議事録署名人は、辻井、辻林両委員さん、よろしくをお願いいたします。 （両委員の承諾あり）</p> <p>それでは、1ページをお開きください。</p> <p>1月委員会議事日程、議案第1号から3号、報告第1号から第5号の順に御審議を</p>

いただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地の所有権移転1件に関する申請を別表のとおり定めるものとする。

議案第1号、番号1、松尾寺町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の丸嶋でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は松尾寺町で、地目は田1筆、面積は1,054平方メートルのうち持ち分5分の2、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から1km、軽トラックで5分の距離に位置しております。

譲受人は、田植機等を保有しており、農業従事日数は160日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、今まで同様周りに影響を与えない。周辺の農地耕作に支障のないよう注意します。とのことでした。

この案件につきましては、贈与を予定しております。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の吉川推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、水稻栽培されている農地であり、譲渡人・譲受人に面会し双方の意思を確認いたしました。譲受人は申請地で今後も水稻を栽培するとのことでした。調査の結果申請内容に問題なく、許可相当と判断します。との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

議案第1号、番号1については、許可することといたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの賃貸借権の設定3件に関する申請を別紙のとおり定めるものとする。

議案第2号、番号1、2、3については、関連しておりますので、一括上程とさせていただきます。

事務局

事務局からの説明を求めます。

事務局の谷上でございます。

議案書5ページ、1番から3番につきましては関連がございますので、一括して説明させていただきます。

物件の所在地は黒石町で、地目は田、面積、転用目的、申請人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模10ha未満の農地であり、2種農地と判断いたします。

転用目的は排水管敷設工事に伴う迂回路、資材置場及び進入路であり工事期間中の一時転用となります。

続きまして、地区担当の小林委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地を確認したところ、果樹栽培及び保安全管理されている農地であり、申請地を転用することにより周辺農地及び水路等への影響はないと認められる。

借り人及び貸し人に電話で確認したところ、転用目的は申請内容どおりに間違いはなく、工事期間終了後には借り人において農地として復旧し、耕作を継続することです。調査の結果、許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長

説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

議案第2号、番号1、2、3については、許可やむを得ないものと意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条の規定による農用地利用集積計画2件を別表のとおり定めるものとする。

議案第3号、番号1、福瀬町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書7ページ、1番について説明させていただきます。

物件は福瀬町で、地目は畑2筆、面積は合わせて4,462平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がな

いことを確認しております。

続きまして、地区担当の神倉推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、野菜の水耕栽培されている農地であり、貸し手には電話にて意思確認いたしました。借り手には申請地で野菜など栽培する予定であることを確認いたしました。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

議案第3号、番号1については、このとおり決定することといたします。

続きまして、議案第3号、番号2、小田町の物件2筆について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案書7ページ、2番について説明させていただきます。

物件は小田町で、地目は田2筆、面積は合わせて1,045平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の辻位三雄推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、水稻栽培・野菜栽培されている農地であり、貸し手には会って意思確認をいたしました。借り手には電話で水稻・野菜栽培する予定であることを確認いたしました。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

報告が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

議案第3号、番号2については、このとおり決定することといたします。

続きまして、報告に移ります。

報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定の適用を受けた特例農地の利用状況2件について別表のとおり確認するものとする。

9ページ、10ページを御参照ください。

続きまして、報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用5件を専決により受理したので報告する。

12ページを御参照ください。

続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転4件を専決により受理したので報告する。

14ページを御参照ください。

続きまして、報告第4号 農地法第52条の規定による賃借料の情報提供について、和泉市管内農地の賃借料の情報を別表のとおり公表するものとする。

16ページを御参照ください。

続きまして、報告第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認の訂正について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定の適用に関する令和元年12月委員会申請を別紙のとおり訂正するものとする。

18ページを御参照ください。

以上で、本日の議事は終わりました。